

研究懇談会規程

(総則)

1. 日本分析化学会定款第5条3の規定により、分析化学の振興上有益な問題について共同研究ないし調査を行うことを目的として、研究懇談会を置くことができる。

(機構)

2. 研究懇談会は、運営にあたる委員と第3項に記載する参加者によって組織される。委員長は、委員の互選による。
3. 研究懇談会に参加する者は、原則として本会会員に限る。但し、委員長は会員以外の者の参加を承認し、又は要請することができる。

(設置の手續並びに解散)

4. 研究懇談会を設置しようとする会員は、研究懇談会の名称、目的、内規並びに委員候補者名を添えて理事会に申し出ることを要する。
5. 研究懇談会の設置及び解散は、理事会の議決をもって決定する。

(運営)

6. 研究懇談会の運営は、内規による。
7. 研究懇談会の名称、目的、内規などを変更する場合は、あらかじめ理事会の承認を必要とする。
8. 研究懇談会は、本会より支出される補助金並びに必要に応じて参加者などより受ける研究懇談会会費その他をもって運営される。
9. 研究懇談会が行う会合については、そのつど事前に本会に通知し、又、その経過などは広く会員に衆知させることを要する。
10. 研究懇談会の事業年度は、本会の事業年度による。
11. 研究懇談会の委員長は、次年度の事業計画並びに収支予算案を1月末日までに、又、当該年度における事業並びに会計報告を3月7日までに本会に提出するものとする。
12. 研究懇談会の委員長が交代する場合は、あらかじめ本会に申し出ることを要する。

付 則 この規定は、1968年3月1日より施行し、その改正は、理事会において行う。

1993年9月28日改正

研究懇談会規定(旧)

(総則)

1. 定款第5条3の規定により、分析化学の振興上有益な問題について共同研究ないし調査を行うことを目的として、研究懇談会を置くことができる。

(機構)

2. 研究懇談会は、運営にあたる委員と第3項に記載する参加者によって組織される。委員長は、委員の互選による。
3. 研究懇談会に参加する者は、原則として本会会員に限る。但し、委員長は会員以外の者の参加を承認し、又は要請することができる。

(設置の手續並びに解散)

4. 研究懇談会を設置しようとする会員は、研究懇談会の名称、目的並びに委員候補者名を添えて本会に申し出ることを要する。
5. 研究懇談会の設置及び解散は、理事会の議決をもって決定する。

(運営)

6. 研究懇談会の運営は、あらかじめ理事会の承認を受けた内規による。
7. 研究懇談会は、本会より支出される補助金並びに必要なに応じて参加者などより受ける研究懇談会会費その他をもって運営される。
8. 研究懇談会が行う会合については、そのつど事前に本会に通知し、又、その経過などは広く会員に衆知させることを要する。
9. 研究懇談会の事業年度は、本会の事業年度による。
10. 研究懇談会の委員長は、毎事業年度終了後遅滞なく次年度の事業計画並びに収支予算案を添えて、当該年度における事業並びに会計報告を本会に提出するものとする。
11. 研究懇談会の委員長は、当該研究懇談会の名称、目的、内規などの変更をする場合、速やかに本会に申し出ることを要する。

付則 この規定は、1968年3月1日より施行し、その改変は、理事会において行う。

1993年9月29日

研究懇談会

委員長

殿

社団法人 日本分析化学会
会 長 田 中 元 治

拝啓 初秋の候貴殿にはますます御清栄の段お慶び申し上げます。本会事業につきましては、平素より御高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、さっそくながら、昨日開催の理事会において本会研究懇談会規定が同封別紙のように改正されましたので、今後は当規定により運営くださるようお願い申し上げます。

末筆ながら、今後とも本会事業につきまして格別の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

敬具